地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院使用料及び手数料規程

平成 28 年４月１日
改正　平成 29 年２月７日
改正　平成 29 年４月 11 日
改正　平成 30 年３月 26 日
改正　令和２年６月 23 日
改正　令和４年６月 28 日
改正　令和５年３月 14 日
改正　令和６年８月 13 日
改正　令和６年 12 月 10 日

（趣旨）

第１条　この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）の使用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料及び手数料の種類及び額）

第２条　前条の規定により徴収する使用料及び手数料の種類及び額は、次の各号のとおりとする。

（１）　診療使用料は、法令等により算定した額とし、徴収する一部負担金については、算定した額に１円未満の端数があるときは、その１円未満の額を四捨五入して得た額とする。この場合における保険別１点単価は、別表第１のとおりとする。

（２）　特別療養環境室等の使用料は、別表第２のとおりとする。

（３）　初診時選定療養費　7,000円（税抜）

（４）　再診時選定療養費　3,000円（税抜）

（５）　時間外選定療養費　5,000円（税抜）以内の範囲において法人が別に定める額

（６）　長期入院選定療養費　診療報酬点数表による通算対象入院料の基本点数を厚生労働大臣が定める事項により計算した額に消費税を加えた額

（７）　長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養費　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第１の１の３により計算した額（税抜）

（８）　間歇スキャン式持続血糖測定器の使用（診療報酬の算定方法に掲げる療養としての使用を除く。）に係る選定療養費

ア　間歇スキャン式持続血糖測定器（センサー）　6,250円（税抜）

イ　間歇スキャン式持続血糖測定器（測定器）　7,090円（税抜）

（９）　分娩料等は、別表第３のとおりとする。

(10)　自動車使用料は、病院より４㎞までは500円とし1.5㎞増すごとに200円を加算する。

(11)　テレビ、ラジオ、電熱器、電気コタツ、電気ポット等の電気使用料　各１点につき１日60円

(12)　手数料（１通につき）

ア　一般診断書、証明書（支払証明書を除く。）及び死亡診断書（２通目まで）3,000円（税抜）

イ　生命保険診断書(簡易なもの)、特定疾患臨床調査個人票、小児特定疾患臨床調査個人票、死亡診断書(3通目以降)及び症状経過を必要とする診断　4,000円（税抜）

ウ　身体障害者認定診断書、年金に係る診断書、後遺症認定診断書、生命保険診断書、自賠責保険診断書、死体検案書及び特に詳細な症状経過を必要とする診断書　5,000円（税抜）

エ　支払証明書　1,000円（税抜）

(13)　その他

ア　病衣貸与料　１日につき80円（税抜）

イ　おむつ使用料　実費

ウ　腹帯料　900円（税抜）

エ　Ｔ字帯料　300円（税抜）

オ　死後の処置料　5,000円（税抜）（剖検時は無料）

２　法人の駐車場のうち法人が指定する駐車場に自動車を駐車する者は、第３条の規定にかかわらず、自動車を出庫させるとき、駐車料金として別表第４に定める額を納付しなければならない。ただし、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５に定める身体障害者が外来診療を受ける場合は、この限りでない。

３　情報公開における手数料の額は、次のとおりとする。

（１）　開示請求に係る手数料（開示請求手数料）　開示請求に係る個人情報に関する文書１件につき3,000円（税抜）

（２）　開示実施手数料　開示を受ける個人情報に関する文書１件につき、別表第５のとおりとする。

（３）　口頭説明による手数料　１件につき１時間当たり3,000円（税抜）

（４）　説明文書の交付に係る手数料　１件につき2,000円（税抜）

４　法人の施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において使用する使用料は、別表第６のとおりとする。

５　前各項に規定するもの以外の使用料及び手数料については、法人が別に定める。

６　使用料及び手数料の額は、前各項（（税抜）と規定されているものに限る。）の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び当該得た額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額とする。この場合において、算定した額に１円未満の端数があるときは、その１円未満の額を四捨五入して得た額とする。

（徴収の方法）

第３条　使用料及び手数料は、法人の発行する請求書等をもって利用者から徴収するものとする。

（使用料及び手数料の減免）

第４条　法人は、特別な理由があると認めたときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免し、又は相当の期間を定めて徴収を猶予することができる。

（その他）

第５条　この規程で定めるもののほか、使用料及び手数料に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年２月７日改正）

この規程は、地域医療支援病院の名称の承認の日から施行する。

附　則（平成 29 年４月 11 日改正）

この規程は、平成 29 年６月１日から施行する。

附　則（平成 30 年３月 26 日改正）

この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年６月 23 日改正）

この規程は、令和２年７月１日から施行する。

附　則（令和４年６月 28 日改正）

この規程は、令和４年 10 月１日から施行する。

附　則（令和５年３月 14 日改正）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年８月 13 日改正）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年 12 月 10 日改正）

この規程は、令和７年２月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

保険別	一点単価	保険別	一点単価
国民健康保険	10.00 円	公費負担	10.00 円
社会保険	10.00 円	一般診療 (傷害事件関係)	10.00 円(税抜) (11.50 円（税抜))
労災保険	11.50 円	交通事故関係	20.00 円

別表第２（第２条関係）

総合病院国保旭中央病院特別療養環境室

単位	使用料
１日につき	26,500 円(税抜)以内の範囲において法人が別に定める額

別表第３（第２条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">種別</th><th>金額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">分娩料</td><td colspan="2">時間内</td><td>120,000 円</td><td rowspan="4">・特別なリスク管理を行った場合は、30,000 円を加算する。
・特別な新生児処置を行った場合は、10,000 円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">時間外</td><td>145,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">休日・深夜（午後 10 時～午前６時）</td><td>170,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">帝王切開時</td><td>95,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">新生児管理保育料（１日）</td><td>10,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">妊婦健診</td><td>5,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">人工妊娠中絶</td><td>３か月まで</td><td>60,000 円(税抜)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">リング</td><td>挿入</td><td>40,000 円(税抜)</td><td></td></tr>
<tr><td>抜去</td><td>3,000 円～
5,000 円(税抜)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">人工授精</td><td>10,000 円(税抜)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">体外受精胚移植</td><td>220,000 円(税抜)</td><td>胚移植を行わなかった場合は、200,000 円(税抜)</td></tr>
<tr><td colspan="3">顕微授精</td><td>250,000 円(税抜)</td><td>胚移植を行わなかった場合は、230,000 円(税抜)</td></tr>
<tr><td colspan="3">乳房マッサージ料金</td><td>3,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">産科保健指導料</td><td>2,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">新生児体重測定料</td><td>1,000 円</td><td></td></tr>
</table>

別表第４（第２条関係）

時間帯	使用料（１台につき）
終日	最初の４時間まで100円。以後１時間ごとに100円を加算する。

別表第５（第２条関係）

個人情報に関する文書の種別	開示実施の方法	開示実施手数料の額
文書又は写真等	閲覧	100 枚までごとに 100 円(税抜)
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	１枚につき 100 円(税抜)に 12 枚までごとに 750 円(税抜)を加えた額
	複写機により複写したものの交付	用紙１枚につき 20 円(税抜)
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	１枚につき 130 円（税抜。ただし、縦 203㎜、横 254㎜ のものについては、530 円(税抜)とし、12 枚までごとに 750 円(税抜)を加えた額
	撮影した写真フィルムを複写したものの交付	半切１枚つき 370 円(税抜)、Ｂ４１枚につき 210 円(税抜)、六切１枚につき 160 円(税抜)
電磁的記録	用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとに 200 円(税抜)
	用紙に出力したものの交付	用紙１枚につき 20 円(税抜)
	電磁的媒体に複写したものの交付	電磁的媒体１枚につき 500 円(税抜)

別表第６（第２条関係）

その１

名称	使用料	備考
売店	１㎡当たり月額 8,000 円(税抜)	・1,000 円(税抜)未満の端数は切り上げる。 ・光熱水費は、別途徴収する。
現金自動支払機	１台当たり月額 57,500 円(税抜)	・使用面積 10㎡以上については、一律 19,500 円(税抜)を加算する。 ・光熱水費は、別途徴収する。
理容・美容店	月額 30,000 円(税抜)	・店舗なしの場合は月額 19,500 円(税抜) ・光熱水費は、別途徴収する。（店舗なしを除く。)。
自動販売機設置（清涼飲料水･生花等）	１台当たり月額 1,000 円(税抜)	・利用状況に応じて使用料を加算することができる。 ・光熱水費は、別途徴収する。
大ホール	４時間まで 10,000 円(税抜)	以後１時間ごとに 1,000 円(税抜)を加算する。
大講堂	４時間まで 6,000 円(税抜)	以後１時間ごとに 1,000 円(税抜)を加算する。
中講堂（１室）	４時間まで 4,000 円(税抜)	以後１時間ごとに 500 円(税抜)を加算する。
小講堂	４時間まで 4,000 円(税抜)	以後１時間ごとに 500 円(税抜)を加算する。
体育館	４時間まで 5,000 円(税抜)	以後１時間ごとに 1,000 円(税抜)を加算する。
その他	上記に準ずる	

その２

種別	使用料	規格
吊看板（１本）	3,000 円(税抜)	600㎜×2300㎜ 程度
立看板（１本）	2,000 円(税抜)	600㎜×2200㎜ 程度
紙垂幕（１本）	1,000 円(税抜)	600㎜×2000㎜ 程度